

### 3. 福祉用具・住宅改修について

#### (1) 福祉用具の保険給付の適正化について

##### ① 福祉用具貸与の見直しについて（別紙資料1）

昨年12月9日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、福祉用具の給付のあり方について、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記された。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- ・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である
- ・ 貸与価格に一定の上限を設けることが適当である

等といった内容が盛り込まれた。

また、平成29年度予算の編成過程において、貸与価格の上限については「全国平均貸与価格+1標準偏差」とすることとされたほか、その施行日については平成30年10月となった。

さらに、去る6月21日には、社会保障審議会介護給付費分科会においても議論が始まったところである。

これらを踏まえ、現在、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めているところであるが、今後、保険者、福祉用具貸与事業者等において、必要に応じてシステム改修等も生じ得ることから、下記のとおり、現時点で想定される貸与価格を把握するための見直し内容及びスケジュールについて、あらかじめお知らせする。

なお、本見直し内容及びスケジュールは現時点で想定されるものであり、今後の検討により変更が生じ得ることを申し添える。

## ア 貸与価格の全国的な状況を把握するための見直し内容

利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするためには、それぞれの商品の仕様や機能と併せて貸与価格の情報が提供されることが望ましい。

現行において、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書に T A I S コード、J A N コード又はローマ字で商品コード等の記載をいただいているところであるが、今後、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていない T A I S コード以外の記載についても、「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードとすることを検討している。

T A I S コードを有していない商品に対するコードの付与等については、本年度の老人保健健康増進等事業（公益財団法人テクノエイド協会）を活用して行うことを予定しており、詳細については別途お知らせするが、各都道府県等におかれては、本見直し内容について御理解いただくとともに、管内の保険者、福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、T A I S コード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されているため、

- ・ T A I S コード等について、誤りなく正確に記載いただく
- ・ 同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載いただく

といった点に改めてご留意いただくとともに、介護給付費請求書等の適切な記載について徹底いただくようお願いする。

具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）等を参照されたい。（上記見直し内容を踏まえて

今後改正予定)

イ 想定されるスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりである。

・ 平成 29 年 7 月～ 9 月頃

「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードの付与

・ 平成 29 年 10 月頃

介護給付費明細書に「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードを記載

・ 平成 30 年 春～夏頃

全国平均貸与価格・上限価格の公表

・ 平成 30 年 10 月

施行

② その他適正化に向けた取組について

福祉用具の保険給付の適正化に向けては、

- ・ 平成 21 年 8 月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
- ・ 平成 26 年 3 月より、公益財団法人テクノエイド協会が国保連合会から種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する

といった取組を行っているところである。

また、一部の自治体においては、独自に貸与価格を公表するなどの取組を行っている。

各都道府県等におかれては、引き続き、これらの適正化に向けた取組が積極的に行われるよう、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

## (2) 住宅改修の見直しについて（別紙資料2）

昨年12月9日付けで、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、住宅改修の給付のあり方についても、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として盛り込まれた。住宅改修については、工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

このため、今般の見直しにおいて、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開する

といった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、老人保健健康増進等事業を活用し、実際の好事例の把握・整理等を行うこととしているので、各都道府県等におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

## Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

### 2. 給付のあり方

#### (2) 福祉用具・住宅改修

##### 【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。  
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとするのが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。  
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。  
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

# 福祉用具貸与の見直し

## 見直しの方向性

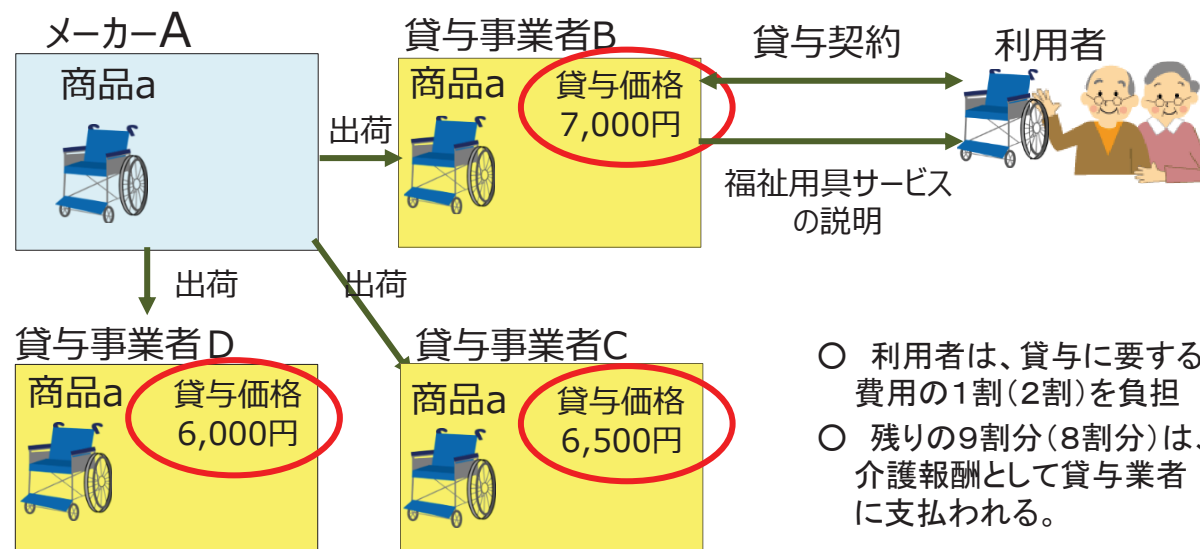
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

## 福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品（例：メーカーAの車いすa）でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

\* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



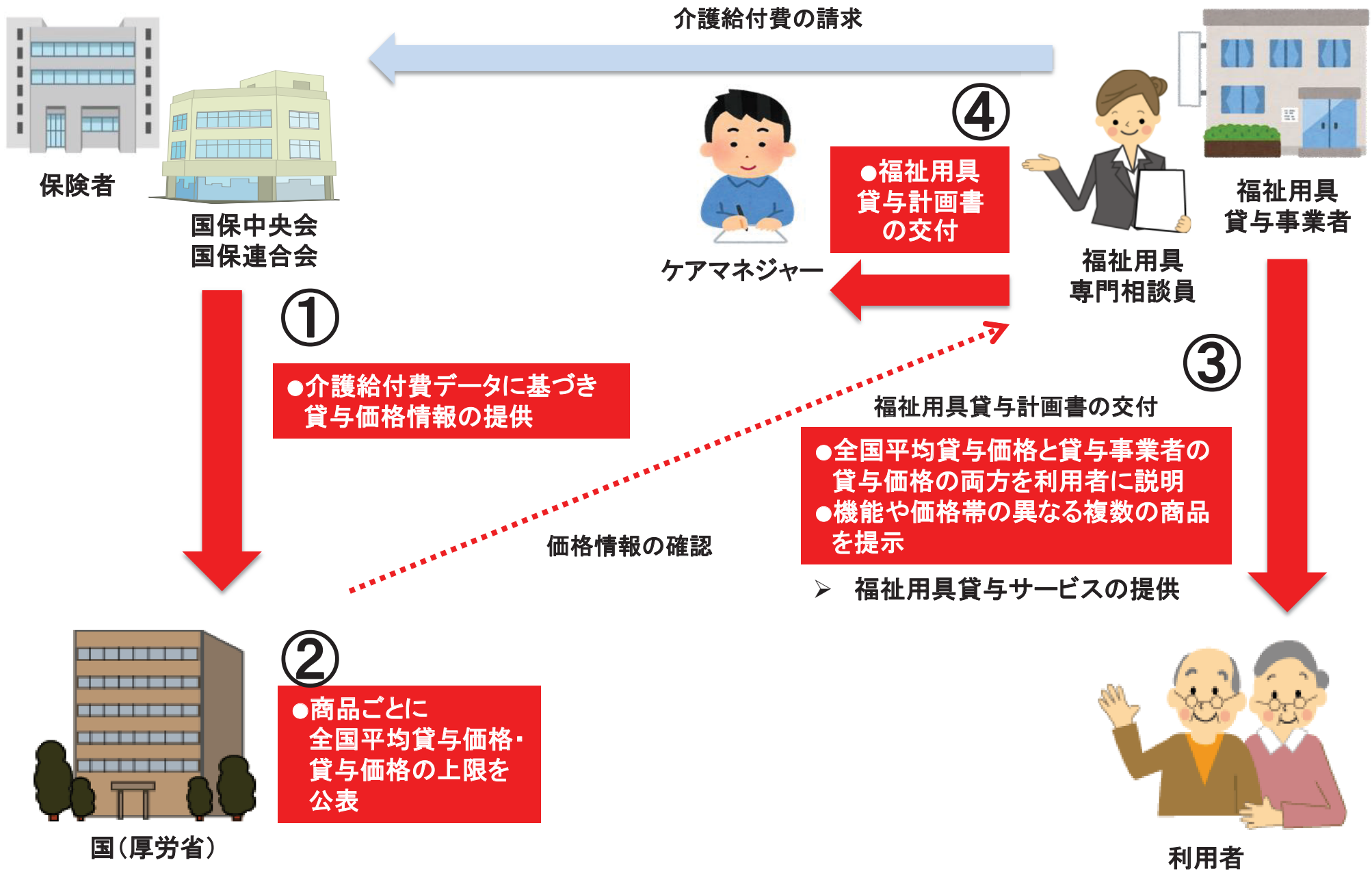
- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

## 見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定  
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。



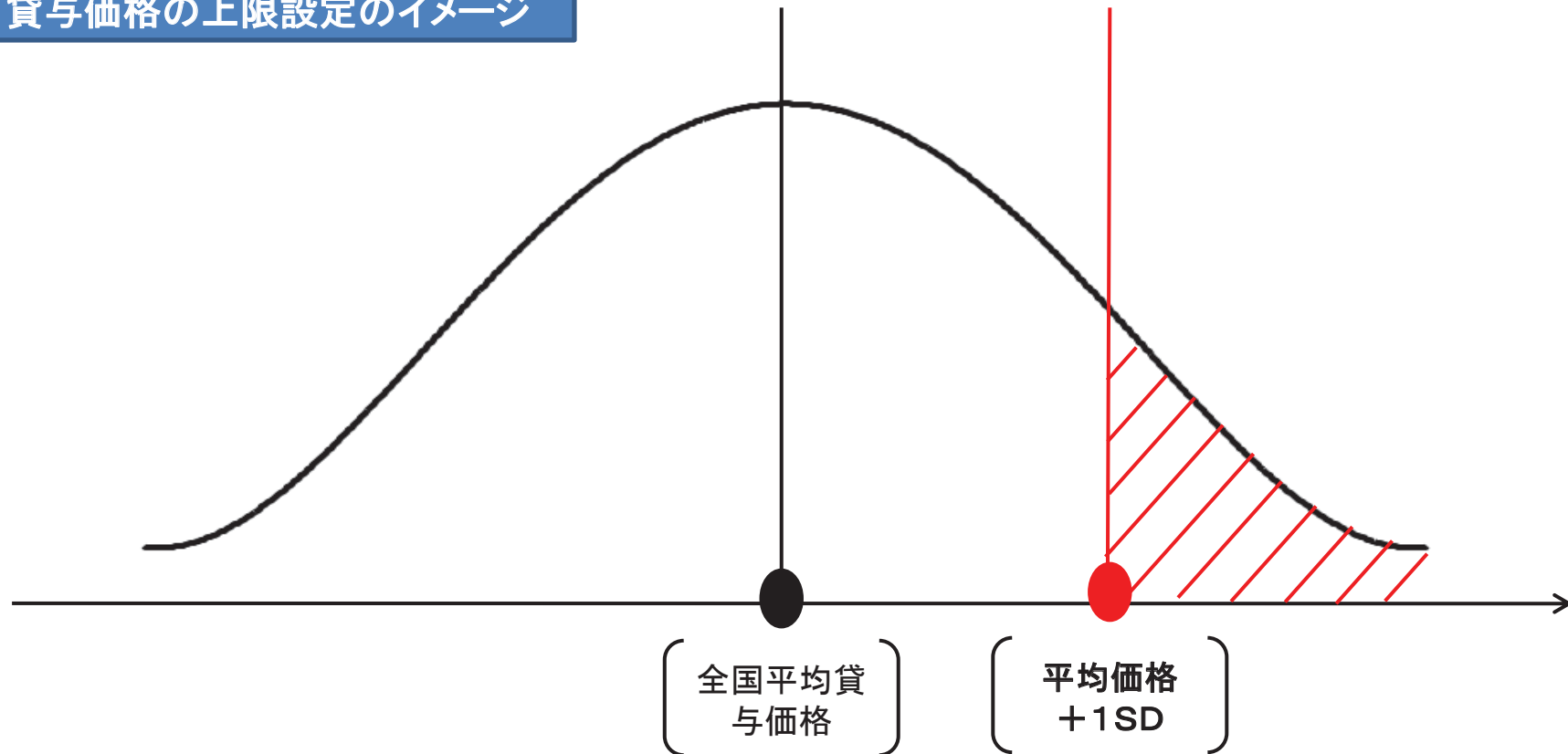
# 福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



# 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。  
※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

## 貸与価格の上限設定のイメージ



※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは  
交通費に相当する額を別途加算



## Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

### 2. 給付のあり方

#### (2) 福祉用具・住宅改修

##### 【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
  - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
  - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

# 住宅改修の見直し

## 見直しの方向性

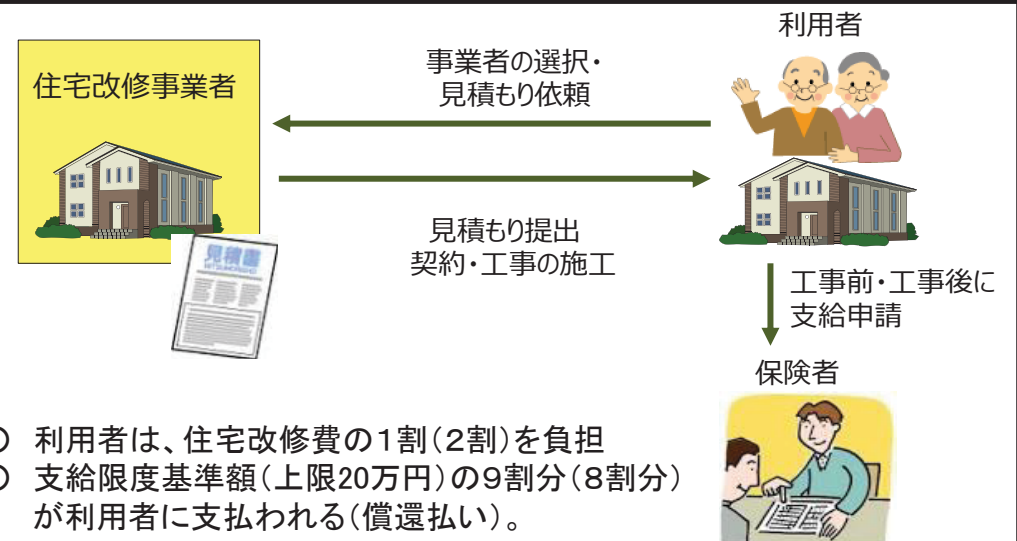
住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

## 住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類（理由書や見積書類）を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。
- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

\* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など

- 利用者は、住宅改修費の1割(2割)を負担
- 支給限度基準額(上限20万円)の9割分(8割分)が利用者に支払われる(償還払い)。



## 見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開